

昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(在外職員との給与)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員は、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。

(給与の支払)

第三条 在外職員は、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者に行ふことができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員は、(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職の職員に関する法律（第八条並びに一般職の職員に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。）

2 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

4 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間（当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第十二条の二第三項及び第七項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の前日以前である場合
家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の前日以後である場合
次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

(在勤手当)

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、在外職員（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。）が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

6 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員（以下「館長代理」という。）に支給する。

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

(調査報告書)

第七条 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のため必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

2 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に提示しなければならない。

(在勤手当の額の改訂)

第八条 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

(在勤手当の額の臨時の改訂又は設定)

第九条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十条第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくは研修員手当の額を改訂する必要がある場合又は在外公館の増置に伴つて在勤基本手当の基準額を新たに設定する必要がある場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができる。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第九条の二 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休暇帰国のため在勤地（在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域をいう。以下同じ。）を離れている在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条第一項の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、同項中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

- 2 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当（その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当）を支給する。
- 3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができず、やむを得ない事情があると外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払った期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。
- 4 第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（在勤基本手当の支給額）

第十条 在勤基本手当の月額、別表第二に定める基準額（第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴って設定された基準額を含む。）の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）とする。

- 2 前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。（在勤基本手当の支給期間）

第十一条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）を支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

（住居手当の支給額）

第十二条 住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額（次項において「限度額」という。）を限度とする。

2 前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次のいずれかに掲げる者（次号及び次条において「配偶者等」という。）を伴う在外職員以外の者（次号に該当する者を除く。） 限度額の百分の八十に相当する額
- イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。）
- ロ 子（主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。）

二 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの 限度額の百分の百十に相当する額（配偶者等を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額）

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。（住居手当の支給期間等）

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

7 在外職員に第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員（当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等又は当該在外職員の相続人）に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

- 一 一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了（第九条の二第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる住居手当の支給期間の終了を除く。） 第四条第四項の規定により一括して支給した額（一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。）と一括支給期間中に支給されるべき住居手当の月額を合算した額との差額（次号において「返納差額」という。）

二 一括支給期間中における当該在外職員の離職又は死亡 返納差額

三 当該在外職員が一括支給期間中に第九条の二第二項の規定による在勤手当の支給を受けることとなつた場合において、当該在外職員が旧在勤地に居住していた住宅の賃貸人から当該在外職員が前払をした家賃の全部又は一部を返還を受けたこと（当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含む、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。） 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

(配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前と同一に配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第十五条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第十五条の二 子女教育手当の月額額は、年少子女一人につき八千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき八千円)とする。

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地(以下この項及び第五項において「指定地」という。)に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(五歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきもの(五歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当するもの)に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額(我が国における教育に定める支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。)を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額)とする。

一 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(外務省令で定める費用に係るもの)に限る。以下この条及び次条第三項において「必要経費」という。)として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合に

あつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的であると認定する額

ハ 前号ロに規定する額

3 在外職員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が当該在外公館の所在する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額)とする。

一 在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

二 前項第一号ロに規定する額

4 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(外務大臣が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十五万円を限度とする。

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(六歳未満の年少子女(第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。))又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額)とする。この場合において、加算される額は、五万円を限度とする。

(子女教育手当の支給期間)

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。))にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰国(出張のための帰国を除く。)又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間(外務省令で定める期間)に限

る。)の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

4 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(館長代理手当の支給額)

第十六条 館長代理手当の支給額は、館長代理手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の十に相当する額とする。ただし、その額と当該在外職員の現に受ける在勤基本手当の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤基本手当の支給額を超えることができない。

(館長代理手当の支給期間)

第十七条 館長代理手当は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなくなつた日まで支給する。ただし、当該代理期間が六十日未満のときは、この限りでない。

(特殊語学手当)

第十八条 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十を超えない範囲内において政令で定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額)を支給する。

2 特殊語学手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給額)

第十九条 研修員手当の月額は、号の別によつて別表第三に定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外研修員については、同表に定める額)とする。

2 研修員手当の号の適用その他研修員手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第二十条 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在勤地を出発する日(同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日)の前日まで、支給する。

2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。

(給与の端数計算)

第二十一条 外国通貨をもつて定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

2 外国通貨をもつて定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(罰則)

第二十二条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(国外犯罪)

第二十三条 前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

3 日本政府在外事務所に置かれる職員の給与に關しこの法律を適用する場合には、当該職員を、在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。

附 則 (昭和二十七年六月二三日法律第一九〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年二月二五日法律第三二四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第八条、第二十二條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

附 則 (昭和二十七年二月二六日法律第三三二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 在外公館増置令(昭和二十七年政令第三百三十六号)

二 在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に關する政令(昭和二十七年政令第四百三十八号)

附 則 (昭和二十八年七月二五日法律第八四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年三月二四日法律第一一〇号)

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、在コロンビア及び在イラクの各日本国公使館に關する部分については、政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三〇年七月一日法律第四二二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月二六日法律第一〇〇号)

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月三〇日法律第一一〇号)

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、在ポーランド及び在チェコスロヴァキアの各大使館に關する部分は、それぞれ、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に關する協定及び日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に關する議定書の効力が同日前に発生しない場合には、当該協定及び議定書の効力の発生の日から施行し、在ドミニカ、在ペルー、在チリ、在キューバ、在ヴェネズエラ及び在コロンビアの各大使館及び各公使館並びに在イエメン及び在リビアの各公使館に關する部分は、それぞれ、昭和三十三年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十三年一月二六日法律第一七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年二月二日法律第一一〇号)

この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月二二日法律第一七七号)

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年三月二四日法律第一二二号)

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に關する部分は、それぞれ、昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十五年一月八日法律第二二二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年三月二八日法律第二二二号)

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年二月二六日法律第一六三号)

この法律は、公布の日から施行する。

在ダ	カ	本	日	領	事	館	名	公	館	在
ツ	カ	本	日	領	事	館	名	公	館	在
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
35	00	00	00	00	00	00	長	領	事	館
30	00	02	00	00	00	00				
28	00	01	00	00	00	00				
27	00	00	00	00	00	00				
22	00	02	00	00	00	00				
20	00	04	00	00	00	00				
18	00	08	00	00	00	00				
16	00	06	00	00	00	00				
15	00	08	00	00	00	00				
13	00	09	00	00	00	00				
12	00	08	00	00	00	00				
11	00	09	00	00	00	00				
10	00	00	00	00	00	00				
11	00	02	00	00	00	00				

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本
 国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総
 領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十
 六年四月一日
 2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日か
 ら適用する。
 附 則（昭和四十七年六月一九日法律第七五号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在ブ
 ータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在
 オマーン、在カタール、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総
 領事館に関する部分は政令で定める日から、在プリズベン及び在イスタンブルの各日本国総領事
 館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。
 2 改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、
 昭和四十七年四月一日から適用する。
 3 昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別
 表第二による在勤基本手当の支給額を一アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦
 通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給
 額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別
 に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。
 4 在ダッカ日本国総領事館並びに在プリズベン及び在イスタンブルの各日本国領事館に勤務する
 外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額
 は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更さ
 れるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。
 一 在勤基本手当

在ダ	カ	本	日	領	事	館	名	公	館	在
ツ	カ	本	日	領	事	館	名	公	館	在
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
33	00	00	00	00	00	00				
27	00	06	00	00	00	00				
23	00	07	00	00	00	00				
19	00	09	00	00	00	00				
16	00	03	00	00	00	00				
14	00	06	00	00	00	00				
12	00	08	00	00	00	00				
11	00	03	00	00	00	00				
10	00	04	00	00	00	00				
9	00	06	00	00	00	00				
8	00	07	00	00	00	00				
7	00	08	00	00	00	00				

住居手当
 在外公館の名称
 号別
 1号
 2号
 3号
 4号
 5号
 6号
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アトランタ日本国総領
 事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改
 正規定は昭和四十八年七月一日から施行する。
 2 改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本国大使館に関する部分を除く。）は、昭和四
 十八年四月一日から適用する。
 3 昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女
 を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次
 項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着し
 た日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。
 4 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例そ
 の他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。
 附 則（昭和四十九年五月二七日法律第五九号） 抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日
 本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本
 国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総
 領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十
 六年四月一日
 2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日か
 ら適用する。
 附 則（昭和四十七年六月一九日法律第七五号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在ブ
 ータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在
 オマーン、在カタール、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総
 領事館に関する部分は政令で定める日から、在プリズベン及び在イスタンブルの各日本国総領事
 館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。
 2 改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、
 昭和四十七年四月一日から適用する。
 3 昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別
 表第二による在勤基本手当の支給額を一アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦
 通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給
 額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別
 に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。
 4 在ダッカ日本国総領事館並びに在プリズベン及び在イスタンブルの各日本国領事館に勤務する
 外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額
 は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更さ
 れるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。
 一 在勤基本手当

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附則 (昭和五〇年六月一〇日法律第三六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月一九日法律第八六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月五日法律第六〇号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジユン・パンドン及び在ホラムシヤハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年六月一七日法律第七二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セイシエルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五三年四月一四日法律第三二号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シテイ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五四年二月二五日法律第七一号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソロモン及び在トゥヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ポストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五五年三月三一日法律第一五号)

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五六年五月二日法律第三二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十七年三月三一日法律第一五号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五八年三月三一日法律第一五号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンティグア・バーブダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジエツダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五八年二月二日法律第七八号)

この法律 (第一条を除く。) は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和五九年三月三一日法律第九号)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月二三日法律第三二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年二月二日法律第九七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二條の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月一七日法律第三五号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則 (平成元年三月三一日法律第八号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成二年三月三一日法律第八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年三月三〇日法律第五号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスプールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年二月二四日法律第一〇二号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九

条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三十一日法律第三号) 抄

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及びウィニペグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年三月三十一日法律第二号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成六年六月二十五日法律第三三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成六年七月一日法律第八三三号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成七年三月三十一日法律第三三三号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成八年三月三十一日法律第一〇号) 抄

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年三月三十一日法律第二九号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分、別表第一の三 領事館の表を削る改正規定、別表第一の四 政府代表部の表を別表第一の三 政府代表部の表とする改正規定、別表第二の三 領事館の表を削る改正規定並びに別表第二の四 政府代表部の表を別表第二の三 政府代表部の表とする改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年六月四日法律第六六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年二月一〇日法律第一二二号) 抄

1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第五条第一項の改正規定(「同じ。」の下に、「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。)、給与法第十九条の二第二項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定(「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、

同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定、平成十年一月一日

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在デンヴァー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日法律第六号) 抄

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成一二年二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 (施行期日) この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定、公布の日

附則 (平成一二年三月三十一日法律第三一三号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成一三年三月三十一日法律第一五五号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月三十一日法律第七号)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則 (平成一五年三月三十一日法律第四号)

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合(外務省令で定める場合を除く。)その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成一六年三月三十一日法律第六号)

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマテ」を「アスタナ」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二八日法律第一三六号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月三十一日法律第一一号)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成十九年三月三十一日法律第二二〇号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューヨーク日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二二日法律第三四〇号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六條第五項、第十二條第二項、第十二條の二第五項及び第六項、第十五條の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 平成二十年三月三十一日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六條第五項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧法下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五條の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五條の二第二項又は第三項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五條の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六條第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五條の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

附則（平成二二年三月三十一日法律第七〇号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レンフェ及び在ジネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九〇号）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年四月二七日法律第二二〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五條の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子教育手当の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二四年九月五日法律第七〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附則（平成二五年六月一四日法律第四二二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則（平成二六年三月三十一日法律第三三〇号）

この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月二二日法律第一三三〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定（二 総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「ゲルジア」とする。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一〇〇号）

この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第七〇号）

この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第二二〇号）

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日法律第七〇号）

この法律は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇〇号）

この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第六〇号）

この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年三月三十一日法律第五〇号）

この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち三 政府代表部の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和六年三月三〇日法律第三三〇号）

在ウズベキスタン日本国大使館	在英國日本国大使館	在エストニア日本国大使館	在オーストリア日本国大使館	在オランダ日本国大使館	在カザフスタン日本国大使館	在北マケドニア日本国大使館	在キプロス日本国大使館	在ギリシャ日本国大使館	在キルギス日本国大使館	在クロアチア日本国大使館	在コソボ日本国大使館	在サンマリノ日本国大使館	在ジョージア日本国大使館	在スイス日本国大使館	在スウェーデン日本国大使館	在スペイン日本国大使館	在スロバキア日本国大使館	在スロベニア日本国大使館	在セルビア日本国大使館	在タジキスタン日本国大使館	在チェコ日本国大使館	在デンマーク日本国大使館	在ドイツ日本国大使館	在トルクメニスタン日本国大使館	在ノルウェー日本国大使館	在バチカン日本国大使館	在ハンガリー日本国大使館	在フィンランド日本国大使館	在フランス日本国大使館	在ブルガリア日本国大使館	在ベラルーシ日本国大使館	在ベルギー日本国大使館	在ポーランド日本国大使館	在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館	在ポルトガル日本国大使館	在マルタ日本国大使館	在モナコ日本国大使館	在モルドバ日本国大使館	在モンテネグロ日本国大使館	在ラトビア日本国大使館	在リトアニア日本国大使館	在リヒテンシュタイン日本国大使館	在ルーマニア日本国大使館	在ルクセンブルク日本国大使館
----------------	-----------	--------------	---------------	-------------	---------------	---------------	-------------	-------------	-------------	--------------	------------	--------------	--------------	------------	---------------	-------------	--------------	--------------	-------------	---------------	------------	--------------	------------	-----------------	--------------	-------------	--------------	---------------	-------------	--------------	--------------	-------------	--------------	---------------------	--------------	------------	------------	-------------	---------------	-------------	--------------	------------------	--------------	----------------

ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス	ギリシャ	キルギス	クロアチア	コソボ	サンマリノ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モナコ	モルドバ	モンテネグロ	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク
---------	----	-------	--------	------	--------	--------	------	------	------	-------	-----	-------	-------	-----	--------	------	-------	-------	------	--------	-----	-------	-----	----------	-------	------	-------	--------	------	-------	-------	------	-------	--------------	-------	-----	-----	------	--------	------	-------	-----------	-------	---------

在ロシア日本国大使館	在アフガニスタン日本国大使館	在アラブ首長国連邦日本国大使館	在イエメン日本国大使館	在イスラエル日本国大使館	在イラク日本国大使館	在イラン日本国大使館	在オマーン日本国大使館	在カタール日本国大使館	在クウェート日本国大使館	在サウジアラビア日本国大使館	在シリア日本国大使館	在トルコ日本国大使館	在バーレーン日本国大使館	在ヨルダン日本国大使館	在レバノン日本国大使館	在アルジェリア日本国大使館	在アンゴラ日本国大使館	在ウガンダ日本国大使館	在エジプト日本国大使館	在エスワティニ日本国大使館	在エチオピア日本国大使館	在エリトリア日本国大使館	在ガーナ日本国大使館	在カーボベルデ日本国大使館	在ガボン日本国大使館	在カメルーン日本国大使館	在ガンビア日本国大使館	在ギニア日本国大使館	在ギニアビサウ日本国大使館	在ケニア日本国大使館	在コートジボワール日本国大使館	在コモロ日本国大使館	在コンゴ共和国日本国大使館	在コンゴ民主共和国日本国大使館	在サントメ・プリンシペ日本国大使館	在ザンビア日本国大使館	在シエラレオネ日本国大使館	在ジブチ日本国大使館	在ジンバブエ日本国大使館	在スーダン日本国大使館	在セーシェル日本国大使館	在赤道ギニア日本国大使館	在セネガル日本国大使館	在ソマリア日本国大使館	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エスワティニ	エチオピア	エリトリア	ガーナ	カーボベルデ	ガボン	カメルーン	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ共和国	コンゴ民主共和国	サントメ・プリンシペ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ	ジンバブエ	スーダン	セーシェル	赤道ギニア	セネガル	ソマリア	モスクワ	カブール	アブダビ	サマア	テルアビブ	バグダッド	テヘラン	マスカット	ドーハ	クウェート	リヤド	ダマスカス	アンカラ	マナーマ	アンマン	ベイルート	アルジェ	ルアンダ	カンバラ	カイロ	ムババーネ	アデイスアババ	アスマラ	アクラ	ブライア	リーブルビル	ヤウンデ	バンジュール	コナクリ	ビサウ	ナイロビ	アビジャン	モロニ	ブラザビル	キンシャサ	サントメ	ルサカ	フリータウン	ジブチ	ハラレ	ハルツーム	ビクトリア	マラボ	ダカール	モガディシオ
------------	----------------	-----------------	-------------	--------------	------------	------------	-------------	-------------	--------------	----------------	------------	------------	--------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------	---------------	--------------	--------------	------------	---------------	------------	--------------	-------------	------------	---------------	------------	-----------------	------------	---------------	-----------------	-------------------	-------------	---------------	------------	--------------	-------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-----	---------	----------	------	-------	-----	-----	------	------	-------	---------	-----	-----	-------	------	------	--------	------	------	------	--------	-------	-------	-----	--------	-----	-------	------	-----	--------	-----	----------	-----	--------	----------	------------	------	--------	-----	-------	------	-------	-------	------	------	------	------	------	-----	-------	-------	------	-------	-----	-------	-----	-------	------	------	------	-------	------	------	------	-----	-------	---------	------	-----	------	--------	------	--------	------	-----	------	-------	-----	-------	-------	------	-----	--------	-----	-----	-------	-------	-----	------	--------

ス イ ス	ジ ア ジョ ー	リ ノ サン マ	コ ソ ボ	チ ア クロ ア	ス キ ル ギ	ヤ ギ リ シ	ス キ ブ ロ	ド ニ ア	北 マ ケ	ス タ ン	カ ザ フ	ダ オ ラ ン	ト リ ア ス	ニ エ ス ト	英 国	ン キ ス タ	ウ ズ ベ	
0610	0700	0700	0600	0600	0600	0600	0600	0600	0600	0700	0700	0800	0600	0900	0600	0900	0600	
0000	0000	0400	0100	0800	0700	0600	0600	0000	0000	0300	0600	0800	0500	0800	0800	0400	0400	
0210	0600	0700	0500	0600	0600	0600	0600	0500	0500	0700	0700	0700	0600	0800	0600	0800	0600	
0000	0800	0100	0900	0600	0500	0300	0400	0800	0100	0400	0900	0300	0300	0300	0300	0200	0200	
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	
0900	0600	0600	0500	0600	0600	0500	0500	0500	0600	0600	0700	0700	0500	0700	0500	0700	0500	
5593	4625	3170	4959	5496	1833	8677	6284	6580	4698	3757	5798	3757	5798	3757	5798	3757	5798	
0204	0301	0400	0104	0904	0909	0606	0307	0404	0505	0707	0707	0606	0101	0808	0101	0808	0101	
0900	0600	0600	0500	0500	0500	0500	0500	0400	0600	0600	0600	0600	0500	0600	0500	0600	0500	
4151	8353	7818	8667	6284	6580	4698	3757	5798	3757	5798	3757	5798	3757	5798	3757	5798	3757	
0401	0600	0000	0909	0909	0606	0307	0404	0404	0303	0202	0909	0707	0303	0404	0000	0707	0505	
0800	0500	0500	0400	0500	0500	0500	0500	0400	0600	0600	0600	0600	0500	0600	0500	0600	0500	
3547	0909	4985	4533	8383	3930	4156	5603	9958	3535	4820	5803	0501	0808	0101	0404	0606	0505	
0706	0707	0909	0208	0208	0101	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707
0700	0500	0500	0400	0400	0500	0400	0400	0400	0500	0500	0500	0500	0400	0600	0400	0600	0400	
0691	7374	4910	3707	0208	0101	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707
0207	0000	0707	0101	0707	0208	0101	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808
0600	0400	0400	0300	0400	0400	0300	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300	0400
8645	4609	0303	8531	3131	9819	0819	0303	0707	0303	0202	0909	0707	0303	0404	0000	0909	0000	0000
0609	0404	0606	0005	0303	0808	0404	0404	0808	0505	0202	0909	0707	0303	0404	0000	0909	0000	0000
0500	0400	0300	0300	0300	0400	0300	0300	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300	0400	0300
5790	0909	3466	6025	5573	0303	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707
0100	0808	0404	0808	0404	0404	0808	0505	0505	0202	0202	0909	0707	0303	0404	0000	0909	0000	0000
0400	0300	0300	0300	0300	0300	0300	0300	0200	0300	0300	0300	0300	0300	0300	0400	0300	0400	0300
3915	0490	4156	0003	0707	0000	7199	5803	9958	3535	4820	5803	0501	0808	0101	0404	0606	0505	0505
0504	0404	0505	0208	0909	0303	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707
0400	0300	0300	0200	0200	0300	0200	0200	0200	0300	0300	0300	0300	0200	0300	0200	0300	0200	0300
2573	4128	8904	4888	1746	1746	8817	8881	1746	4682	8295	7895	7895	7895	278	278	2000	2000	2000
0700	0008	0202	0403	0303	0303	0606	0606	0303	0606	0303	0606	0303	0606	0303	0606	0303	0606	0303
0400	0300	0200	0200	0200	0300	0200	0200	0200	0300	0300	0300	0300	0200	0300	0200	0300	0200	0300
1130	9956	3752	8596	2596	4430	4430	3042	4230	0202	0404	0202	0404	0808	0909	0808	0909	0404	0404
0907	0101	0101	0002	0909	0202	0909	0202	0202	0303	0303	0202	0303	0202	0303	0202	0303	0202	0303
0300	0200	0200	0200	0200	0300	0200	0200	0200	0300	0300	0200	0300	0200	0300	0200	0300	0200	0300
0808	0808	4684	8474	0002	3030	3342	0303	3342	9797	9999	8383	5050	2626	0808	0808	0303	2626	0707
0104	0500	0000	0505	0909	0707	0909	0101	0202	0909	0101	0202	0909	0101	0202	0909	0101	0202	0909

ス フ ラ ン	ラ ン ド ン	リ ン ガ	ン バ チ カ	エ ル ノ ル ウ	タ ン メ ス ク	ト ル ニ ス ク	ド イ ツ	ー ク デ ン マ	チ エ コ	ス タ ン	ア セ ル ビ	ニ ア ス ロ ベ	ス ロ バ	ス ペ イ	ー ス ウ エ
0800	0800	0600	0700	0807	1000	0808	0808	0808	0808	0700	0700	0600	0700	0700	0700
0601	0700	0700	0400	0100	0001	0304	0401	0606	0207	0506	0706	0506	0706	0000	0404
0000	0000	0000	0000	0000	0001	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
0700	0700	0600	0700	0703	1000	0708	0807	0707	0707	0606	0606	0606	0606	0606	0606
0208	0501	0800	0108	0000	0001	0201	0804	0905	6340	8410	3793	0606	0606	0606	0606
0000	0000	0000	0000	0000	0001	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
0600	0700	0600	0600	0716	1000	0607	0707	0707	0707	0606	0606	0606	0606	0606	0606
5712	9046	8204	5795	6340	8410	3793	0606	0606	0606	0606	0606	0606	0606	0606	0606
0306	0103	0400	0403	0000	0000	0403	0000	0300	0003	0504	0101	0303	0101	0000	0808
0600	0600	0500	0600	0642	1000	0607	0707	0707	0606	0606	0505	0606	0606	0606	0606
6419	8783	8908	5472	4028	7240	2872	2872	2872	2872	2872	0808	4460	3434	0501	0101
0607	0707	0606	0505	0000	0000	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808
0600	0600	0500	0500	0609	0609	0606	0606	0606	0606	0505	0505	0606	0505	0606	0505
2055	7409	3577	1057	6595	2874	1086	2874	1086	2874	1086	2874	1086	2874	1086	2874
0603	0301	0702	0407	0807	0807	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808	0707	0808
0500	0500	0400	0500	0508	0805	0606	0505	0606	0505	0606	0505	0606	0505	0606	0505
8398	5873	8738	6310	5840	6238	0303	0402	0000	0303	0707	0303	0707	0303	0707	0303
0800	0001	0000	0905	0909	0509	0903	0402	0000	0303	0402	0000	0303	0707	0303	0707
0400	0500	0400	0400	0507	0704	0405	0207	0101	0950	5992	4096	6466	0107	0107	0107
0108	0104	0705	0204	0705	0204	0705	0204	0705	0204	0705	0204	0705	0204	0705	0204
0400	0400	0300	0300	0407	0407	0404	0404	0505	0303	0303	0404	0303	0404	0303	0404
1073	1609	9350	7035	4350	5959	5680	8057	8057	8057	8057	8057	8057	8057	8057	8057
0405	0108	0408	0408	0604	0604	0002	0909	0101	0504	0504	0202	0202	0202	0202	0202
0300	0300	0300	0300	0306	0306	0303	0303	0303	0404	0303	0303	0303	0303	0303	0303
2567	0104	9793	7509	9793	7509	0909	9793	7509	9793	7509	9793	7509	9793	7509	9793
0007	0305	0604	0002	0604	0002	0604	0002	0604	0002	0604	0002	0604	0002	0604	0002
0300	0300	0200	0300	0305	0305	0303	0303	0303	0404	0303	0303	0303	0303	0303	0303
3254	9841	9429	8296	7594	7594	0909	9793	7509	9793	7509	9793	7509	9793	7509	9793
0308	0808	0808	0707	0909	0303	0101	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
0200	0300	0200	0200	0305	0203	0203	0303	0202	0404	0202	0202	0202	0202	0202	0202
3951	8699	9146	8973	5272	7239	8649	6799	0607	0303	0505	0505	0505	0505	0505	0505
0609	0401	0803	0606	0101	0101	0000	0504	0504	0504	0504	0504	0504	0504	0504	0504
0200	0200	0200	0200	0205	0203	0203	0203	0202	0404	0202	0202	0202	0202	0202	0202
4659	8446	9872	8660	3939	5037	7456	4526	0808	0101	0808	0202	0808	0202	0808	0202
0900	0000	0000	0505	0909	0707	0909	0101	0202	0909	0101	0202	0909	0101	0202	0909

州洋大																																														
ン	ス	ブ	ス	パ	ニ	シ	ン	ペ	ン	チ	ホ	ン	ダ	オ	ダ	セ	チ	カ	香	青	瀋	重	上	広	釜	濟	イ	ン	チ	ン	メ	ル	パ	デ	バ	ス										
ベ	リ	ー	ド	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ラ	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ラ	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ラ	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ラ	ナ	ミ	ー	ナ	バ	ラ								
0	6	0	6	0	6	0	6	0	5	0	6	0	5	0	5	0	7	0	9	0	6	0	6	0	6	0	6	0	5	0	5	0	5	0	6	0	6									
0	3	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
6	5	2	5	6	5	5	5	5	5	5	5	7	5	0	5	0	5	7	2	8	8	6	0	6	8	6	5	7	7	6	9	6	9	6	2	5	6	5								
0	8	0	8	0	9	0	2	0	0	0	5	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6	0	3	0	4	0	2	0	4	0	8	0	1	0	4	0	5	0	3							
0	4	0	1	0	1	0	7	0	7	0	9	0	2	0	9	0	9	0	4	0	5	0	3	0	9	0	7	0	4	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0							
1	5	8	5	6	6	6	5	6	4	8	5	1	4	9	4	9	4	3	6	1	8	2	5	1	6	7	5	8	7	9	6	7	5	4	6	3	5	5	5							
0	4	0	4	0	5	0	9	0	9	0	2	0	7	0	8	0	8	0	7	0	1	0	9	0	0	0	9	0	0	4	0	7	0	0	0	2	0	0	0	0						
0	8	0	4	0	4	0	4	0	4	0	5	0	3	0	7	0	7	0	4	0	1	0	4	0	4	0	1	0	0	1	0	2	0	7	0	4	0	9	0	4	0	5				
2	4	3	4	0	4	0	4	0	4	6	4	7	4	0	4	0	4	3	6	0	7	2	5	2	5	2	5	9	6	6	5	1	5	9	5	0	4	3	4	5	4	0	4			
0	8	0	8	0	9	0	9	0	9	0	6	0	2	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	3	0	2	0	2	0	7	0	0	0	3	0	6	0	5	0	3	0	7			
0	7	0	4	0	3	0	9	0	9	0	9	0	3	0	6	0	6	0	3	0	1	0	8	0	9	0	8	0	2	0	0	9	0	9	0	3	0	4	0	3	0	4				
3	4	8	4	4	4	4	4	4	7	4	4	3	3	1	3	1	3	3	5	9	6	2	4	3	4	7	4	0	5	3	4	5	4	4	4	8	4	1	4	1	3	0	4			
0	2	0	2	0	3	0	8	0	8	0	1	0	7	0	8	0	8	0	7	0	3	0	6	0	7	0	6	0	4	0	9	0	4	0	7	0	0	0	0	8	0	2				
0	6	0	3	0	1	0	4	0	4	0	3	0	4	0	4	0	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	9	0	5	0	2	0	7	0	9	0	2	0	1			
4	3	2	3	8	3	0	2	0	2	2	3	9	3	3	3	3	3	4	5	8	5	2	3	4	4	2	4	2	4	0	4	8	3	9	4	5	3	9	3	8	3	0	3			
0	6	0	6	0	6	0	9	0	9	0	5	0	2	0	3	0	3	0	2	0	4	0	9	0	0	0	0	0	6	0	9	0	1	0	7	0	8	0	1	0	4	0	0	8		
0	5	0	3	0	9	0	9	0	9	0	7	0	4	0	2	0	2	0	1	0	0	0	6	0	9	0	1	0	7	0	8	0	1	0	4	0	9	0	8	0	0	0	8			
7	3	8	3	5	3	0	2	0	8	2	3	4	2	8	2	8	2	6	4	7	4	3	3	5	3	3	3	9	4	9	3	9	3	9	3	9	3	7	3	7	2	6	3			
0	1	0	1	0	2	0	8	0	5	0	1	0	8	0	9	0	9	0	8	0	6	0	4	0	5	0	5	0	0	0	7	0	3	0	5	0	0	1	0	8	0	2	0	5		
0	6	0	4	0	0	0	5	0	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	8	0	3	0	1	0	3	0	2	0	7	0	4	0	0	0	2	0	7	0	9	0	8	0	9	0	5	
3	2	6	2	8	2	0	9	0	8	2	7	2	0	2	0	2	2	4	6	4	9	3	5	3	9	3	7	3	4	3	5	3	9	3	6	2	6	2	1	2	4	3	0	0		
0	9	0	9	0	9	0	9	0	3	0	8	0	6	0	7	0	7	0	6	0	3	0	1	0	3	0	2	0	7	0	4	0	0	0	2	0	7	0	9	0	6	0	0			
0	2	0	0	0	5	0	3	0	3	0	9	0	5	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0	1	0	4	0	3	0	2	0	5	0	3	0	9	0	8	0	9	0	4	0	4		
0	2	4	2	2	2	0	4	0	4	3	2	9	2	3	2	3	2	8	4	6	3	5	2	6	3	5	2	6	3	8	3	0	2	9	2	3	2	5	2	6	2	2	2	2		
0	6	0	6	0	7	0	1	0	1	0	6	0	4	0	4	0	4	0	3	0	9	0	9	0	0	0	9	0	4	0	1	0	8	0	9	0	5	0	7	0	4	0	8			
0	8	0	6	0	1	0	0	0	1	0	7	0	5	0	9	0	9	0	9	0	6	0	0	0	5	0	9	0	2	0	3	0	0	6	0	6	0	8	0	8	0	3	0	3		
6	2	2	2	5	2	0	8	0	2	2	2	2	2	6	2	6	2	4	4	5	3	1	2	6	2	1	2	5	3	3	2	6	2	0	2	0	2	5	2	1	2	0	2	0	2	
0	4	0	4	0	4	0	9	0	9	0	4	0	2	0	2	0	2	0	1	0	6	0	6	0	7	0	7	0	1	0	8	0	5	0	7	0	3	0	5	0	2	0	6	0	2	
0	3	0	2	0	6	0	9	0	9	0	4	0	6	0	8	0	8	0	9	0	0	0	4	0	9	0	4	0	1	0	5	0	4	0	0	3	0	8	0	8	0	2	0	6	0	2

																				米北																						
ガ	カ	ル	ン	ロ	ア	マ	ル	ホ	ト	ト	ヒ	ヤ	ツ	ハ	ク	ニ	ビ	シ	ナ	バ	デ	ト	ロ	デ	ゴ	シ	ル	ス	ン	フ	サ	タ	ラ	ア	ン	ク	オン	ポ	メ			
リ	ル	ス	ゼ	サ	ミ	イ	ル	ノ	ン	ス	ユ	ニ	ガ	ク	ヨ	ユ	ル	ユ	ツ	ン	ン	イト	イト	イト	カ	ル	ア	シ	コ	シ	ラン	ラ	ント	ド	ラ	ル	ル	ル				
0	6	0	9	0	8	0	8	0	8	0	8	0	7	0	0	1	0	8	0	7	0	7	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	6	0	6	0	6	0	6		
0	3	0	0	0	0	0	4	0	8	0	1	0	2	0	0	0	3	0	8	0	9	0	9	0	7	0	3	0	8	0	4	0	0	0	0	0	4	0	5	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	6	6	8	4	7	2	7	1	8	3	7	2	6	3	8	4	7	6	7	6	7	8	7	8	7	8	4	7	8	8	8	7	7	5	6	6	6	6	6	6		
0	1	0	3	0	4	0	7	0	1	0	5	0	9	0	7	0	6	0	4	0	6	0	4	0	3	0	1	0	7	0	1	0	7	0	2	0	0	0	0	0		
0	0	0	3	0	2	0	6	0	9	0	2	0	4	0	2	0	9	0	9	0	9	0	0	4	0	9	0	2	0	3	0	9	0	8	0	0	0	6	0	6	0	0
8	5	5	7	0	6	7	7	9	7	3	7	8	6	8	8	4	7	8	7	4	7	8	7	1	6	5	7	1	7	6	7	0	7	5	7	5	7	5	7	5		
0	7	0	8	0	9	0	2	0	6	0	0	0	5	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	8	0	6	0	2	0	6	0	3	0	3	0	8	0	6	0	6	
0	1	0	1	0	6	0	7	0	7	0	5	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5	0	1	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	5	7	6	7	6	8	6	6	6	9	6	5	5	9	7	2	6	7	6	0	6	9	6	5	6	6	5	6	2	6	9	6	1	5	5	5	5	5	5	5		
0	0	0	9	0	1	0	4	0	8	0	2	0	7	0	2	0	4	0	2	0	0	0	7	0	4	0	4	0	8	0	4	0	8	0	4	0	1	0	0	0	0	
0	8	0	4	0	8	0	6	0	2	0	6	0	8	0	6	0	6	0	1	0	4	0	9	0	6	0	4	0	3	0	8	0	3	0	7	0	5	0	5	0	5	
8	4	9	6	4	5	0	5	3	5																																	

州 欧										米 南 中																																	
ン	ミ	ト	フ	ク	ブ	ハ	ル	ッ	デ	ナ	セ	バ	イ	エ	ノ	ミ	ン	レ	フ	レ	イ	ヤ	デ	リ	ウ	マ	ロ	パ	サ	チ	ク	ル	オ	ト	モ	バ	ク	バ	ン	ト			
ヘ	ユ	ル	ク	ラ	ル	ン	ド	セ	ユ	ロ	ル	バ	イ	エ	ノ	ミ	オ	シ	ロ	ネ	ジ	オ	ス	ナ	ウ	ン	リ	ル	オ	ト	モ	バ	ク	バ	ン	ト							
06	07	00	06	09	00	06	06	09	00	06	04	00	07	04	01	07	06	08	00	00	07	06	00	07	03	00	06	03	07	00	06	00	00	00	00	00	00	00					
16	04	09	66	04	03	06	04	06	07	56	01	07	87	01	07	86	96	05	05	00	87	01	00	77	01	02	96	08	05	01	01	06	07	06	03	04	03	06	07	06			
56	00	08	36	00	03	86	00	05	08	95	07	08	46	06	01	76	56	01	07	06	56	08	07	86	06	03	66	06	06	04	01	66	06	06	06	06	06	06	06	06			
95	04	00	35	03	06	85	03	08	04	65	01	04	25	09	04	25	15	05	04	03	76	00	08	96	00	08	65	09	59	07	04	95	05	04	05	04	05	04	05	04	05		
34	07	03	34	06	09	84	06	01	00	34	05	00	15	01	07	74	74	09	01	03	95	03	04	05	00	04	75	00	24	00	08	64	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	
74	00	05	24	00	02	94	00	03	06	03	08	06	94	04	01	24	34	02	08	04	04	06	07	24	00	09	74	03	01	04	44	03	01	04	03	04	03	04	03	04	03	04	
63	05	01	63	04	08	33	04	09	04	53	03	04	63	08	05	33	43	07	07	00	04	02	07	34	00	07	53	07	06	08	06	01	03	83	08	03	03	03	03	03	03	03	03
53	02	04	83	02	01	53	02	03	08	83	00	08	93	05	08	93	53	04	02	03	43	08	01	34	00	01	03	53	05	03	03	83	05	03	03	03	03	03	03	03	03	03	
52	09	07	02	09	05	72	09	06	03	02	08	03	33	02	01	53	53	01	07	04	93	05	05	43	00	05	43	02	00	07	03	23	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
52	07	00	22	06	08	92	06	09	07	22	05	07	62	09	04	12	62	08	02	09	43	02	09	53	00	04	82	09	08	02	02	22	06	07	06	03	08	03	08	03	08	03	08

米 北		ア ジ ア		域 地		三 東 中	
ク	ニ	合	ア	所	在	ル	ク
(国	ニ	合	ア	所	在	ル	ク
06	00	00	06	大	使	06	06
00	01	00	04	公	使	08	05
08	00	02	00	特	号	00	00
09	00	05	07	1	号	09	07
60	08	67	07	2	号	06	09
08	37	35	05	3	号	05	05
02	08	05	05	4	号	02	01
08	81	92	01	5	号	34	84
07	07	04	01	6	号	08	06
92	06	16	06	7	号	05	03
06	03	31	00	8	号	04	06
06	05	03	04	9	号	03	03
05	24	65	04			07	06
05	04	03	01			06	00
02	57	01	00			03	93
04	43	02	00			05	03
06	13	78	07			01	06
03	03	02	07			83	83
09	89	46	05			02	01
09	03	05	03			07	03
03	56	14	03			03	00
03	03	03	03			00	09

0	'	2	円	号	1	0	7
7		6			0		
0		5			1		0
							0
0	'	2	円	号	1	0	7
7		5			0		
0		4			2		0
							0
0	'	2	円	号	1	0	7
7		4			0		
0		3			3		0
							0
0	'	2	円	号	1	0	7
7		3			0		
0		2			4		0
							0
0	'	2	円	号	1	0	7
7		2			0		
0		1			5		0
							0
0	'	2	円	号	1	0	7
7		1			0		
0		0			6		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		9			0		
0		9			7		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		8			0		
0		8			8		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		7			0		
0		7			9		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		6			1		
0		6			0		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		5			1		
0		5			1		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		4			1		
0		4			2		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		3			1		
0		3			3		0
							0
0	'	1	円	号	1	0	7
7		2			1		
0		2			4		0